

令和7年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市民会館 3階 301会議室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第2号 合意解約等について
- 第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可について
- 第5 議案第9号 非農地証明について
- 第6 議案第10号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第7 議案第11号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第8 議案第12号 地域計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

本日は、Y推進委員、K推進委員、O推進委員、T推進委員から欠席の連絡を受けています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年2月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。又、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さん、おはようございます。

会場が変わってちょっとドタバタしたようではありますが、令和7年2月西之表市農業委員会定例総会の開催につきまして、案内をしたところ、大変お忙しい中、委員、推進委員の皆様には出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今の時期になりますと三寒四温でだんだん暖かくなって来るんですけども、残念ながらあと1週間ぐらいは寒が戻って来るようです。

また、圃場をまわってみますと田んぼでは、しろあけの準備ができています。

それと米の価格が5キロ4,000円ぐらいで市場に出回っているようです。国も備蓄米を放出しているんですけども、なかなか消費者の方には回ってきていないようです。農家の利益には反映されていないのが実情で、どうにかならないかと思うところでは。

年末から年始にかけてインフルエンザがまだまだ流行していますので、これまでも同様、感染予防には努めていただきたいと思います。

また、キビの糖蜜の運搬船が、故障して、キビの収穫作業が1ヶ月遅れるということですが、なんとかがんばっていただきたいと思います。

簡単ではございますが、開会の挨拶とします。

本日は、議事運営がスムーズにいきますよう皆様のご協力をお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開きます。

日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員を指名します。6番 山下委員、7番 入鹿山委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第2号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第2号「合意解約等について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から7番の7件で台帳現況地目畑7筆、13,619平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」です。議案説明を求めます。

○事務局

日程第3、議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

今月は1番から4番の4件で、うち使用貸借権設定が2件、所有権移転2件の申請がありました。

1番です。榕城校区松島地区です。現状地目畑の1筆で面積292平米を贈与により所有権の移転をするものです。

2番です。住吉校区里之町地区です。現況地目畑1筆で面積2,180平米を経営拡大により使用貸借権の設定をするものです。

3番です。安城校区平園地区です。現況地目畑の1筆で面積3,024平米を経営拡大により、使用貸借権の設定をするものです。

4番です。榕城校区本立地区です。現況地目畑の1筆で面積845平米を経営拡大により、所有権の移転をするものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

続いて担当委員から報告をお願いします。整理番号1番は私が担当ですので報告します。

○4番委員

2月23日、日曜日、担当推進委員、譲受人立会いのもと、午前9時から現地を確認しました。これは贈与するとのことでした。

現地を確認したところ、今綺麗に整地されていて、次の作付けの準備をしているところでした。譲渡人は兵庫県の方に住んでいるということで電話確認をしました。

申請のとおり間違いなかったことを報告します。

また年が明けたということで譲渡人に固定資産税が発生するのですが、ここはもう今年から譲受人が払うということで話がついているとのことでした。以上です。

○議長

続きまして、整理番号2番について6番委員をお願いします。

○6番委員

6番です。整理番号2番について報告します。

2月19日午後1時より、担当推進委員と借り手の奥さん立会いのもとで現地確認を行いました。

現地は、古田の茶の加工場と鞍勇地区を結ぶ路線の西側に位置した茶畑です。畑の周りは綺麗にされていて、お茶の木自体は2mほどに大きくなっており、お茶の葉を摘んで、お茶にするのが目的ではなく、お茶の実を取り、加工する目的で借りるとのことでした。借り手は農業機械の十分なほど揃っていますが、この作業には農業機械もさほど必要ではないと思われまます。

貸し手にも連絡を取りました。現在91歳と高齢で、本人とその子供に電話を入れて確認を取り、借り手とも話し合いがついてるとのことでした。またお茶のことで詳

しい古田の農業委員さんにも説明を受け、私としては許可相当ではないかと考えます。
皆さんの審議をよろしくお願いします。以上です。

○議長

続きまして整理番号3番について、7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。整理番号3番について報告します。

場所は安城校区の平園地区です。これまで耕作していた譲渡人が高齢になり、耕作できない状況になっています。

譲受人は規模拡大をするために譲渡人から無償で借り受けて、現地は茶畑で茶の実を取って加工する目的で規模拡大をしたいということです。現場は、道路からすぐ近くで草払いもしてしまっていて、これから茶の実を取るのに十分で、許可してもいいのではないかと思います。以上です。

○議長

続きまして整理番号4を14番委員お願いします。

○14番委員

14番です。整理番号4番について報告します。

2月24日午後1時、担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は、さつまいもを作付けする榕城校区在住の認定農家です。

譲渡人が島外に住まわれていることと、今回の畑が譲受人の自宅と隣接していることから、今回の申請となったようです。

現地には柴花、芭蕉、びわ、栗が植えられていて、今後も現状での利用をするとのこと。

農業機械についても一式揃っていて、経営技術についても申し分ありません。

譲渡人には電話で確認をしています。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ただ今担当委員からそれぞれ報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

○5番委員

1つだけいいですか。2番と3番のところで、今までお茶のために作っていたお茶畑の大部分を借りて、今度は実を取って加工すると報告を受けましたけれども、勉強で聞くんですけれども、やっぱり変わらずに手入れをするのでしょうか。

○6番委員

今、議論がお茶の話になっていますので、茶農家の8番委員に説明をお願いしたいと思います。

○8番委員

8番です。茶の果実は、お茶作りとは全く違うやり方です。

お茶作りは花を咲かせずに実をつけないように仕立てていきます。茶は新芽だけを摘み取るという作業です。茶の木は生きようとして花をつけて実をつけます。

それが自然界の流れで、放っておけば花をつけて実がなります。今回は言うように木の高さが2mを超えてきて、作業自体が大変になります。それを続けるには木を切

り下げて、実を取るための通路を作らなければなりません。今、借り人たちが一生懸命やってるんですけど、そういうやり方をしていかなければ、荒廃した茶園が活かされる術はないんじゃないかと思います。茶の実を利用する方が茶畑を守っていこうとしている姿に、今、感銘を受けています。今後はそのまま荒らしていったら山になるだけなので、茶の木として生きるためには、そういう作業を繰り返していけば生き延びるんじゃないかなと思います。

あと、茶の実以外で自然仕立ての新芽を摘み取って、それでお茶を作っています。要は特別なお茶として出そうという人たちも出てきていると聞きます。

通常茶を守る人は守っていきながら、もう手放した荒廃茶園はこういう形で生き延びていくのがいいのかなということで、今回こういう申請が上がってきましたので、今後はそういう畑が増えてきて、ちゃんと借り手と使い手とがそういう契約をして、一緒にするんだよっていうところがみんなに伝われば広がっていくんじゃないかなと思います。

今回の申請については、貸し手が承知の上で好きに使ってくださいということで話が進んでいるところです。よろしくお願いします。

○5番委員

ありがとうございます。

わかりました。

○議長

よろしいですか。

他にありませんか。

○1番委員

無償って書いてるんですが、全然支払わないのですか。

○事務局

今回の件は無償です。

○議長

他にありませんか。

○H推進委員

実を取っているということですが、面積はどのくらいあるんですか。

○事務局

2ヘクタール近くあります。

○5番委員

楽しみですね。

○議長

8番委員が言われる通り通路がなければいけないということで、茶の木を1列抜く作業もして、荒廃茶園が山にならないようにがんばっていただきたいと思います。

○H推進委員

もう一ついいですか。木が2mとか言っていましたが、収穫とか大変では無いですか。長い棒とかで引っ掛けて取っているのかなと思ってです。

○事務局

茶の管理っていうのが大変で、茶農家の方たちの知恵を借りながらやっているようです。昨年、茶の木が2 m以上のところでの収穫作業が大変だったので、剪定を試みたようです。剪定をするとその年には収穫できなくて、翌年になるのかどうか、試験的なことをやりながら、安定した収量が取れるように、今いろいろやっているようです。

大変希少で、珍しいものですから、すごく需要はあるようです。

そういったところに応えるためには安定した収量も確保していかなければならないところが一番の課題で、少しでも茶農家さんと協力して、うまく繋がっていければいいということでした。

利益が目的ではなく、耕作放棄地を解消して地域の活性に繋げることを事業の目的としいるとのことでした。

○議長

お茶を取ることとお茶の実を採ることは相反することです。お茶を取る場合は実がならないようにするのが手入れであって、手探りの状態らしいです。

他にありますか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第4、議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。令和6年12月定例総会で承認を受け、翌月の常設審議委員会を経て令和7年2月10日付けで一時転用の許可をしている分の変更申請です。

変更申請の理由は、圃場整備工事の工期延長による利用期間の延長です。利用期間の終期を令和7年2月28日から令和7年6月30日に変更するものです。

今回は転用目的に変更はなく、工期の延長に伴う利用期間の変更であるため、合同調査の必要はないと判断しました。

また、申請地は農用地区域内の農地ですが、常設審議委員会の意見聴取については、軽微な変更であるため、必要がないことを、県農業会議に確認をとっています。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今事務局から説明がありました。説明があったように一時転用の期間延長のみということですので現地調査は必要ないと判断しました。この件について担当委員か

ら何か補足の説明がありましたらお願いします。

○11番委員

11番です。事務局の報告通りだと思います。以上です。

○議長

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第8号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

なお、1番につきましては「農用地域内の農地転用」であり、県の意見を聞かなければなりませんけれども、県に確認をしたところ、先ほど事務局から説明があったように「軽微な変更なので、常設審議会は必要ない」との回答を受けています。

続きまして、日程第5、議案第9号「非農地証明について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第5、議案第9号「非農地証明について」を説明します。資料は6ページです。

1番です。国上校区中目地区です。台帳地目は田ですが、現況地目は山林となっています。面積は587平米です。平成10年ごろから耕作しておらず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づく申請です。

続きまして2番です。住吉校区形之山地区です。台帳地目は畑ですが、現状は原野となっています。面積については615平米です。平成29年以降、耕作しておらず、現在は原野となっています。交付基準1(エ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

12番です。議案第9号について報告します。

去る2月10日、調査員2名、事務局2名、担当委員、担当推進委員及び立会い人の立会いのもと、合同調査を実施しました。

整理番号1についてです。申請地は国上の西浦海岸に行く途中の田浦の一角で、平成10年頃から耕作せず、写真の通り、原形がわからないくらい荒れています。

調査の結果、交付基準1(イ)に該当し、許可相当ということで意見一致を見ました。

次に整理番号2についてです。申請地は国道に面した土地ですが、山側の方の採石を昔からしていたことから、土壌が悪く、一時土を入れて野菜を作ったりしてしまし

たが、ここ数年は耕作せず荒れている状態です。

面積も狭く、土地の状況から見て、農地としての利用が見込めないと判断し、調査の結果、交付基準1（エ）に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。以上です。

○議長

ただ今調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足がありましたらお願いします。

まず整理番号1番について1番委員お願いします。

○1番委員

1番です。調査委員長の報告の通りです。

よろしくをお願いします。

○議長

整理番号2について、6番委員お願いします。

○6番委員

6番です。調査委員長の報告の通り間違いありません。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第9号「非農地証明について」の採決を行います。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第10号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第10号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権の移転について説明します。6ページをお開きください。

1段目です。移転の時期は令和7年3月1日です。地目田、面積7,352平米、地目畑、面積13,256平米、その他については牧草となっています。面積456平米、合計面積21,064平米、所有権を移転する者3人、受ける者3人です。

2段目です。移転の時期は令和7年6月1日、地目畑、面積12,411平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については7ページ5を、詳細については8ページから21ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今事務局から説明がありました。担当委員の報告をお願いします。

所有権移転 整理番号1について、2番委員報告をお願いします。

○2番委員

所有権移転、整理番号1について報告します。

2月21日朝7時半より、所有権を受ける者が担当推進委員ですので、2人で現地を確認を行いました。

申請地は、7筆とも譲受人が7、8年前から借りて耕作をしていたようです。全て圃場整備が完了した農地です。

譲渡人は独り身で農業はしないということで農地の売買の話になり、今回の申請になったようです。

また譲受人は、譲渡人とは親戚関係だということです。

譲受人は現和在住のきび、畜産、米、デンプンイモを作付けしている大規模認定農家です。

田んぼは米作りの準備をしていて、畑には全てサトウキビが増えられていました。

譲受人は、農業機械も一式揃っていて、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には電話で確認を取っています。

双方確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

続きまして、整理番号2について3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号2番につきまして報告します。

2月21日8時より譲受人、担当推進委員とともに現地調査を行いました。農地の場所としては安納校区の峯地区にある畑かん完了済みの農地です。

譲渡人に関しましては高齢であり、体も少し弱ってきたことから、農地の処分をしたいということを相談して、この申請に至ったということでもあります。

譲受人に関しましては、安納校区にある大規模の園芸を中心とした農業法人です。双方確認し、申請どおり間違いありませんでした。

○議長

続きまして整理番号3について7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号3について報告します。

譲渡人は、〇自治会です。

譲受人は、現和校区在住の認定農業者であり、現在サトウキビと米を大規模に耕作している認定農業者です。

これまで自治会の畑を借りていましたが、贈与して、譲受人が規模拡大をしていくということでした。以上です。

○議長

続きまして、整理番号4について12番委員をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号4について、2月21日に譲受人及び担当推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、榕城校区平田在住の和牛と米作中心の農家です。

申請地は、譲受人の農地に隣接しており、ここ数年、耕作を放棄されていた農地で、譲渡人も売りたい意向があるということで、今回の申請となりました。

譲受人は、機械一式揃っており、技術的にも何ら問題ありません。

現地には少しネピアが生えてきているので、自分の重機で整地し、牧草を植えるとのことでした。

譲渡人には電話で確認しており、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第10号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案については承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第11号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第7、議案第11号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。22ページをお開きください。

1段目です。期間が令和7年3月31日から令和12年3月30日までの5年間、地目田、面積7,236平米、地目畑、面積15,103平米、合計面積22,339平米、利用権の設定をする者8名を受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年3月31日から令和17年3月30日までの10年間、地目田、面積1,657平米、地目畑、面積38,037平米、合計面積39,694平米、利用権の設定をする者9人、受ける者1人です。

内訳については、23ページを、詳細については24ページから44ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。45ページをお開きください。

1段目です。期間が令和7年3月31日から令和12年3月30日までの5年間、地目田、面積7,236平米、地目畑、面積15,103平米、合計22,339平米、利用権の制定をする者1人、受ける者5人です。

2段目です。期間が令和7年3月31日から令和17年3月30日までの10年間、地目田、面積1,657平米、地目畑、面積38,037平米、合計面積39,69

4 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者の 7 人です。

内訳については、4 6 ページを、詳細については 4 7 ページから 5 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

なお、農用地利用集積等促進計画につきましては、担当委員からの報告はありません。

この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから第 1 1 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案について承認することに決定しました。

続きまして、日程第 8、議案第 1 2 号「地域計画策定に係る意見について」を議題とします。議案の説明を農林水産課、お願いします。

○農林水産課

農林水産課の M です。

議案第 1 2 号「地域計画策定に係る意見について」を説明します。資料は事前にお渡ししている別添資料になります。

地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月から 1 1 月に市内 1 0 地区で協議の場を設け、その結果を踏まえた上で策定するものです。

今回、市で地域計画を定めるにあたり、同法第 1 9 条第 6 項の規定において、「農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞かなければならない。」となっていることから意見を求めるものです。

地域計画には、その区域と地域における農業の将来のあり方、将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、農業者及び区域内の関係者がその目標を達成するためにとるべき必要な措置、地域内の農業を担う者の一覧と本日お配りしています目標地図を定めています。

全 1 0 地区の基本的な方向性としましては、「農地バンクを活用し、地域内の認定農業者に農地の集約を進めつつ、地域外からの参入や小規模農家・兼業農家も含めて地域全体で農地利用を図ること」としています。

今後の策定までのスケジュールは、農業委員会からの意見聴取に対する回答をいただいた後、3 月上旬から 2 週間地域計画案の公告・縦覧を行い、3 月下旬に公告することで、策定完了となります。

なお、来年度以降につきましては、年 1 回の見直しを行っていくこととしています。

以上で議案の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ただ今、農林水産課から説明がありました。

目標地図を配付していますので確認をしていただきたいと思ひます。

今の説明について、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願ひします。

○8番委員

8番です。この地図を見たときに、古田地区については、ほとんど色がついていません。これは地籍調査が終わっていない為に土地が確定をしていないからです。

基盤整備をしている田畑だけに、マークが付いていて、あとはほとんどついていませんが、やる気はあるので、皆さんよろしくお願ひします。

○議長

よろしいでしょうか。

○農林水産課

8番委員のおっしゃる通りで地籍調査が終わっていない為に、地図に地番を落とした時に地図と合致できていません。結果、地図にデータが反映されていない状況になっています。そこはご容赦願ひします。

○8番委員

非常に遅れをとっている感がありますがけれども、地籍調査が進んでいますので、1年1年データが反映されていくものと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長

他に無いですか。

(挙手なし)

○議長

無いようですので議案第12号「地域計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○農林水産課

ありがとうございました。

来年度以降も継続して実行していきますので、農業委員と推進委員の皆様にはご協力をよろしくお願ひします。

○議長

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

6 番 委 員 _____ 印

7 番 委 員 _____ 印